

平成25年第1回 芥北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年1月25日(金)
午後 3時30分 から 午後 4時16分
2. 開催場所 芥北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(15名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(0名)

5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第2号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第4. 議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定について
 - 日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午後 3時30分

議 長

こんにちは。

総会に先立って行われました農業委員会委員選挙人名簿登載事務につきましては大変お疲れ様でした。引き続きになりますが平成25年第1回農業委員会総会を開会を致します。

平成25年最初の農業委員会総会でございます。改めまして、明けましておめでとうございます。荅北町農業振興と発展を祈念を申し上げます。委員皆様にとりましても良き一年となりますようご多幸とご健勝をお祈り致します。初めての農業委員さんもおられますので、農業委員会の基本的な役割を説明を致します。

まず、一つに農業等の農地行政の執行、2番目に地域農業の振興、3番目に農業者の公的代表であることでございます。荅北町の世話役として頑張ってくださいますようよろしくお願い致します。

本日は全員出席でございますので総会は成立しております。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、1番の田中安雄委員さんと2番の池崎計介委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

3, 議 事

議 長

それでは、早速議事に入ります。まず日程第2. 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局

それでは日程第2. 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。

議案記載の申請人は、議案記載のとおりであり、申請物件は3ペ

一に記載のとおり坂瀬川の田2筆2, 443㎡です。
転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地は山林に隣接する農地であり、日照条件も良好とはいえないため、生産性の低い農地であることから、植林を行い山林として管理したいというものです。場所及び資料につきましては4ページから6ページに図示しております。農地法に基づく農地転用の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。又農地の区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。只今事務局から説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手願います。

5 番 はい。

議 長 はい、どうぞ

5 番 あのう、申請者の方からお話を聞きましたので、早速現地を見せていただきました。2カ所申請地はありますが1カ所は田んぼですけれど小さいのが5枚段々であって、もう一つのほうは川沿いの土地なんです。田んぼの方も以前元気な時は作っておられたそうなんです5枚とも全部。だけども体力的にも限界だし荒廢地にはしたくないということで植林をして少しでも手入れができればということです。

議 長 はい、ありがとうございます。内尾委員さんから詳しくご説明を頂きましたが他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(異議なしの声あり)

議 長 なしということでございますのでこの件に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては許可することに致します。

続きまして日程第3．議案第 2号農用地利用集積計画の認定についてを上程いたします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3．議案第 2号農用地利用集積計画の認定についてご説明いたします。9ページをお開き下さい。

本年より様式を変更しております。

まず、新規設定で整理番号1から7までございます。設定を受ける者は議案記載のとおりであり、設定する土地の所在、地番、面積についても議案記載のとおりです。利用権を設定する者、利用権の種類は議案記載のとおりです。期間につきましてはいずれも6年11月となっております。1番は個人の貸し借りとなっております。2番から7番は借り手が円滑化法人となっております。

利用内容につきましては水稲につきましては年間をとおしての耕作でありレタスにつきましては期間借地となっております。

11ページをお開き下さい。転貸で整理番号1番から6番までです。新規で円滑化法人が借り受けた農地を個人へ貸し付けるものです。期間は6年11月となっております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの件につきましてご意見のある方の挙手を求めます。

今回から明細に記載してございますので大変見やすくございますがちょっと文字が小さいような感じがしますのでもうちょっと文字を大ききしていただいたら、私だけが目が悪いかなと思いますけどもよろしくお願い致します。

議 長 ご意見ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 無いということですので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい。全員賛成でございますので、この件につきましては許可することに致します。

議 長 次に日程第4.議案第3号農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4 議案第3号農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定についてご説明します。

農業委員会等に関する法律第10条の規定に基づき、毎年選挙人名簿を調製しなければならないことになっております。先程、別室におきまして委員皆様に審査をしていただきました結果の集計でございますが、議案としてお配りしてある13ページの集計表は調整前の数値ですので、只今お配りした集計表をご覧ください。この集計表が、皆様に調製いただいた後の数値となります。

その結果、坂瀬川が(109)世帯、男(109)、女(55)人、計(164)人です。

志岐が(228)世帯、男(263)人、女(120)人、計(383)人です。

富岡が(71)世帯、男(75)人、女(51)人、計(126)人です。

都呂々が(90)世帯、男(93)人、女(52)人、計(145)人です。

総計の世帯数が(498)世帯、男(540)人、女(278)人合計(818)人となっております。

左下の委員会作成とあるのは、本日皆様方の方で調製いただいた職権による数でございます。これにつきましては事務局で再度確認致しまして、1月末日までに町選挙管理委員会の方へ提出したいと思っております。

この結果につきまして、再度ご確認いただきまして、ご自分の担当地域或いは全体的におかしいと思われるところがございましたら

ご審議いただければと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局からの説明もございましたが、先程チェックしていただいた選挙人名簿でおかしいと思われる点がございましたらご意見を頂きたいと思います。ご意見のある方は、挙手をお願い致します。
世帯数も去年が501世帯で458と減っておりますね。合計で818人去年が832人

3 番 ちょっと質問して良いですか

議 長 はい、どうぞ。

3 番 あのですね。今日審査をされていてですね届を出してなかった世帯があつとですがこれは自己申告で10アール以上耕作しとつても載せたくないという希望があればそれで良いのか。

議 長 はい、事務局どうぞ

事務局 確かに経営されてても申請されていない世帯が相当ありました。今回先程審査していただいたとおり認定農業者とか大規模にされていても出されていない方については職権で確定していただく方針で今までやっております。但しご本人の意志でわかっている出たくないという方は職権で作成する必要はないかなと考えております。

議 長 錦戸さんよろしゅうございますか。

3 番 確かに10アールとか15アールとか小規模の家庭菜園みたいな世帯はそれでよかつたでしょうけれどもやはり50アールとかやはり面積が多くて出していない人は申請を忘れていた人もいる思うわけですよ。10アール、20アール作っていても絶対出さないといけない義務はないとですよ。だから出たくない人は出さなくても良いということですよ。

議 長 他にご意見はございませんか

11 番 一つだけ。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 農地の利用権設定の時期についてですけれども。更新する場合はそのまま良いと思いますが、苓北の場合は早期米が8月に終わって9月ぐらいからレタスの準備さすとですよ。そういった場合に12月に統一しているけどもし契約を更新しないとか相手方を変えて更新契約を結び直すとかした場合時期を実態に合わせて8月とか9月にするとかできないときは早期米が終わって12月までなにも新しく作りたい人が作れるものかそこを確認したかったんですが。

議 長 はい。この件について事務局いかがですか

事務局 はい、利用権の設定の終期はですね毎年12月25日と定めがなっておりますのでそこで統一をさせてもらっています。但し今言われたように例えば水稲だけの期間を借りる期間借地の場合は有効期間は12月25日ですが毎年3月から8月まで借りますよという設定であれば有効期間が12月であっても期間借地ですのでその年の8月で権利は終了と考えております。どうしても12月を待たずして他の方と契約をしたいという場合には、合意解約という形で一旦解約して頂いて新たに契約を結び直す方法になるかと思えます。

議 長 はい、塚田さんよろしゅうございますか。

議 長 他にご意見ございませんか

(ありませんの声)

議 長 ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので認定することに決定致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、その他の事項で事務局からお願い致します。

事務局 それでは、その他の項で説明したいと思います。別紙その他の事項
をご覧下さい。

(資料により) 説明する。

1. 農地改良届について
2. 平成24年度天草郡市農業委員等研修会について
3. 平成24年度熊本県農業委員会全体研修会について
4. その他

次回平成25年第2回農業委員会総会は2月25日(月)
午前9時30分開催予定

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成
25年第1回総会を閉会致します。

閉会午後 4時16分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____